

重要事項説明書

【地域密着型通所介護】

株式会社 楽

地域密着型 楽 通所介護事業所

ご本人 (様)

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている地域密着型通所介護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「地域密着型居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生省令第34号）」第8条の規定に基づき、地域密着型通所介護サービス提供の契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 地域密着型通所介護サービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社 楽
代表者氏名	藤本 薫
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	滋賀県草津市野路町 645-2 (電話：077-563-2515 ・ FAX：077-563-2382)
法人設立年月日	平成18年 12月 26日

2 ご本人に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1)事業所の所在地等

事業所名称	地域密着型 楽 通所介護事業所
介護保険地域密着型 事業所番号	2570600631
事業所所在地	滋賀県草津市野路町 645-2
連絡先 相談担当者名	(電話：077-563-2515 ・ FAX：077-563-2382) 相談担当者：藤本 薫
事業所の通常の 事業の実施地域	草津市
利用定員	15人

(2)事業の目的及び運営の方針

事業の目的	株式会社楽が設置する 地域密着型 楽 通所介護事業所（以下「事業所」という。）において実施する地域密着型 通所介護（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び、介護職員、（以下「通所介護従事者」という。）が、要介護状態のご本人に対し、適切な地域密着型 通所介護を提供することを目的とする。
運営の方針	① 地域密着型 通所介護の提供にあたって、「心身機能」、「活動」、「参加」などの生活機能の維持・向上を図り、要介護状態のご本人に可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらにご本人の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

	<p>② ご本人の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとします。</p> <p>③ ご本人の意思及び人格を尊重し、常にご本人の立場に立ったサービスの提供に努めるものとします。</p> <p>④ 事業の実施に当たっては、ご本人の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとします。</p> <p>⑤ 地域密着型 通所介護の提供の終了に際しては、ご本人又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者へ情報の提供を行います。</p> <p>⑥ 前5項のほか、「草津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」およびその他の寒冷法令等の内容を 尊守し、事業を実施するものとする。 〔「地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに地域密着型介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成18年厚生労働省令第35号)〕に定める内容を遵守し、事業を実施するものとします。</p>
--	---

(3)事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日までとする。ただし、 5月3～5日、8月14日～16日、 12月29日～1月3日までを除く。
営業時間	午前8時30分～午後5時30分

(4)サービス提供時間

サービス提供日	月曜日から土曜日までとする。ただし、 5月3～5日、8月14日～16日、 12月29日～1月3日までを除く。
サービス提供時間	午前9時10分から午後4時15分
延長サービス提供時間	サービス提供前～午前9時10分 サービス提供後～午後6時

(5)事業所の職員体制

管理者	藤本 薫
-----	------

職	職務内容	人員数
管理者	<p>1 従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。</p> <p>2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。</p> <p>3 ご本人の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成するとともにご本人等への説明を行い、同意を得ます。</p> <p>4 ご本人へ地域密着型通所介護計画を交付します。</p> <p>5 地域密着型通所介護の実施状況の把握及び地域密着型通所介護計画の変更を行います。</p>	常勤 1名 兼務 有
生活相談員	<p>1 ご本人がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、生活指導及び入浴、排せつ、食事等の介護に関する相談及び援助などを行います。</p> <p>2 それぞれのご本人について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。</p>	常勤 2名 兼務 有
看護師・准看護師(看護職員)	<p>1 サービス提供の前後及び提供中のご本人の心身の状況等の把握を行います。</p> <p>2 ご本人の静養のための必要な措置を行います。</p> <p>3 ご本人の病状が急変した場合等に、ご本人の主治医等の指示を受けて、必要な看護を行います。</p>	非常勤 3名 兼務 有
介護職員	1 地域密着型通所介護計画に基づいて、生活機能の維持又は向上を目指し必要な日常生活上の世話及び介護を行います。	常勤 2名 兼務有 非常勤 3名
機能訓練指導員	1 地域密着型通所介護計画に基づき、そのご本人が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、機能訓練を行います。	非常勤 1名 兼務 有
調理担当	ご利用者様の嚥下状態に合わせたお食事の提供に努めます。旬の食材を使い、事業所での手作りの料理を提供いたします。また職員お休みの日にも、手作りの定食屋様と提携しあり出しています。	非常勤 2名

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類		サービスの内容
地域密着型 通所介護 計画の作成		<p>1 ご本人に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、ご本人の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた地域密着型通所介護計画を作成します。</p> <p>2 地域密着型 通所介護計画の作成に当たっては、その内容についてご本人又はその家族に対して説明し、ご本人の同意を得ます。</p> <p>3 地域密着型 通所介護計画の内容について、ご本人の同意を得たときは、通所介護計画書をご本人に交付します。</p> <p>4 それぞれのご本人について、地域密着型 通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況のモニタリングをます。</p> <p>5 加算によっては、厚生労働省へ報告を行い、PDC Aサイクルそつた計画を行います。</p>
ご本人居宅への送迎		<p>事業者が保有する自動車により、ご本人の居宅と事業所までの間の送迎を行います。</p> <p>ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合は、車いす又は歩行介助により送迎を行うことがあります。</p>
日常生活 上の世話	食事の提供及び介助	食事の提供及び介助が必要なご本人に対して、介助を行います。また嚥下困難者のためのきざみ食、流動食等の提供を行います。
	入浴の提供及び介助	入浴の提供及び介助が必要なご本人に対して、リフト浴槽または一般浴にて、入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
	排泄介助	介助が必要なご本人に対して、排泄の介助、おむつ交換を行います。
	更衣介助	介助が必要なご本人に対して、上着、下着の更衣の介助を行います。
	移動・移乗介助	介助が必要なご本人に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。
	服薬介助	介助が必要なご本人に対して、配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
機能訓練	日常生活動作を通じた訓練	ご本人の能力に応じて、食事、入浴、排せつ、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行います。
	レクリエーションを通じた訓練	ご本人の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。
その他	創作活動など	ご本人の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供します。

(2)通所介護従業者の禁止行為

通所介護従業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為（ただし、看護職員、機能訓練指導員が行う診療の補助行為を除く。）
- ② ご本人又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 身体拘束その他ご本人の行動を制限する行為（ご本人又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ④ その他ご本人又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3)提供するサービスの利用料、ご本人負担額（介護保険を適用する場合）について

【別紙1 参照】

- ※ 各加算についても【別紙1 参照】に記載しております通りとなります。
- ※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び地域密着型 通所介護計画に位置付けられた時間数（計画時間数）によるものとしますが、ご本人の希望又は心身の状況等により、あるサービス提供日における計画時間数を短縮する場合は、変更後のサービス提供時間数に応じた利用料となります。なお引き続き、計画時間数とサービス提供時間数が異なる場合は、ご本人の同意を得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに地域密着型 通所介護計画の見直しを行ないます。
- ※ サービスをお休みされる場合、前日 17：30 までにご連絡頂きます様よろしくお願ひ申し上げます。体調不良等により当日の連絡となった場合、やむをえない場合はこの限りではありません。また、お休みされるのに、ご連絡がなくお迎えに伺った場合はキャンセル料ご利用相当分と昼食代の料金をご請求させていただきます。ご注意ください。
- ※ ご本人の希望又は心身の状況等によりサービスを中止した場合で、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる 2 時間未満の利用であって場合は、当日の利用料は発生しませんが、2 時間以上の場合は利用料が発生いたします。
- ※ 月平均のご本人の数が当事業所の定員を上回った場合及び通所介護従業者の数が人員配置基準を下回った場合は、上記金額のうち基本単位数に係る翌月の利用料及びご本人負担額は、70／100 となります。
- ※ 事業所と同一建物に居住するご本人又は同一の建物から通うご本人は1日につき利用料が 982 円（ご本人負担 99 円）減額されます。
- ※ ご本人に対して送迎を行わない場合は、片道につき利用料が 491 円（ご本人負担 50 円）減額されます。

※延長料金

当事業所では、提供時間を超える場合（最大 午後 7 時まで）50 単位が加算されます。

※ 介護職員処遇改善加算、特定処遇改善加算は、介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められる加算です。

※ 地域区分別（5 級地 10.45 円）の単価を含んでいます。

※（利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合）上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費の支給（ご本人負担額を除く）申請を行ってください。

4 その他の費用について

① 送迎費	ご本人の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、送迎に要する費用の実費を請いたします。
② 食事の提供に要する費用	昼食代 800 円 1 食当り（おやつ代含む、食材料費及び調理コスト）運営規程の定めに基づくもの
③ おむつ代	リハビリパンツ = 150 円 テープ式オムツ = 120 円 パット = 50 円
④ 日常生活費	日常生活においても通常必要となるものに係る費用については実費（歯ブラシ、個人のレクレーションをされる場合、事業所にて用意が出来ない物等）
⑤ 医療処置費	打撲、ケガ等において入浴後など、処置が必要な場合、事業所にて処置セット、一袋 500 円（ガーゼ、テープが入っています）を購入して頂き、処置させていただきます。 ご家庭より、処置具持参の場合はこの限りではありません。

5 利用料、ご本人負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、ご本人負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	ア 利用料ご本人負担額（介護保険を適用する場合、原則）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 15 日までにご本人あてお届けします。
--	--

<p>② 利用料、ご本人負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等</p>	<p>ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録のご本人控えと内容を照合のうえ、請求月の末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。</p> <p>(ア)ご本人口座からの自動振替 (滋賀銀行のみの取り扱い)</p> <p>(イ)現金支払い</p> <p>イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いします。(医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。)</p>
--	--

※ 利用料、ご本人負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、「介護保険被保険者証」に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）及び、「介護保険負担割合証」を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) ご本人が要介護認定を受けていない場合は、ご本人の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援がご本人に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くともご本人が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) ご本人に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、ご本人及び家族の意向を踏まえて、「地域密着型 通所介護計画」を作成します。なお、作成した「地域密着型 通所介護計画」は、ご本人又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします
- (4) サービス提供は「地域密着型 通所介護計画」に基づいて行ないます。なお、「地域密着型 通所介護計画」は、ご本人等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます
- (5) 通所介護従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、ご本人の心身の状況や意向に充分な配慮を行ないます。

7 虐待の防止について

事業者は、ご本人等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) ご本人及びその家族からの苦情処理体制の整備

(3) その他虐待防止のために必要な措置

事業所はサービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（ご本人の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われるご本人を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報いたします。

8 身体拘束について

事業者は、原則としてご本人に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、ご本人本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、ご本人に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、ご本人本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、ご本人本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性……ご本人本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

9 秘密の保持と個人情報の保護について

① ご本人及びその家族に関する秘密の保持について	<p>① 事業者は、ご本人の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>② 事業者及び事業者の使用者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得たご本人及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得たご本人又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
--------------------------	--

<p>② 個人情報の保護について</p>	<p>① 事業者は、ご本人から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、ご本人の個人情報を用いません。また、ご本人の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等でご本人の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、ご本人及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、ご本人の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合はご本人の負担となります。）</p>
----------------------	---

10 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、ご本人に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、ご本人が予め指定する連絡先にも連絡します。

11 事故発生時の対応方法について

ご本人に対する地域密着型 通所介護又は地域密着型 通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、ご本人の家族、ご本人に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、ご本人に対する地域密着型 通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

12 心身の状況の把握

地域密着型 通所介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、ご本人の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

13 居宅介護支援事業者等との連携

- ① 地域密着型 通所介護の提供に当り、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「地域密着型 通所介護計画」の写しを、ご本人の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

14 サービス提供の記録

- ① 地域密着型 通所介護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービスが完結の日から 5 年間保存するものとします。
- ② ご本人は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

15 非常災害対策

- ① 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います
災害対策に関する担当者（ 防火管理者：藤本 薫 ）
- ② 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- ③ 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
避難訓練実施時期：(毎年 2 回)

16 衛生管理等

- ① 地域密着型 通所介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- ② 地域密着型 通所介護事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講じます。
- ③ 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

17 サービス提供に関する相談、苦情について

- ① 地域密着型 通所介護の提供に係るご本人からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、必要な措置を講じるものとします。
- ② 事業所は、提供した地域密着型 通所介護に関し、法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。
- ③ 事業所は、提供した地域密着型 通所介護に係るご本人からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。
- ④ 提供した地域密着型 通所介護に係るご本人及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）

苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 地域密着型 楽 通所介護事業所 苦情受付担当 藤本 薫	所 在 地：草津市野路町 645-2 Tel : 077-563-2515 fax : 077-563-2382 受付時間：8：30 ~ 17：30（日休み）
【市町村の窓口】 草津市 介護保険課	電話番号：077-561-2369 受付時間 8:30~17:15 （土日祝休み）
【国保連】 滋賀県国民健康保険 介護保険課	電話番号：077-522-0065 受付時間 9:00~17:00 （土日祝休み）

18 介護保険法及び厚生労働省令の改正について

国が定める「介護給付費（介護報酬）」および「地域密着型居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」等に改正があった場合、当社の料金体系及び人員、設備及び運営に関する基準は、国が定める「介護給付費報酬」および「地域密着型居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」等に準拠します。

19 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1 あり <input checked="" type="radio"/> (2) なし	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-----------------

上記内容について、に定める「地域密着型居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生省令第34号）」第2条の規定に基づき、ご本人に説明を行いました。

事業者	所在 地	滋賀県草津市野路町 645-2	
	法 人 名	株 式 会 社 楽	
	代 表 者 名	藤 本 薫 印	
	事 業 所 名	地域密着型 楽 通所介護事業所	
	説明者氏名	藤 本 薫 印	

説明を受けた者

ご本人	住 所	
	氏 名	印

ご家族又は 代理人	住 所	
	氏 名	印

